

平成20年度第2回入札監視委員会における主な意見と道側の対応

項 目	委員の主な意見	道側の対応と今後の取扱い
<p>現地調査結果に関する指摘事項について ※「現地調査の結果」は別紙のとおり</p>	<p>○特定JVの運用について ・各出先で運用がまちまち →道として統一的な基準を作るべき ・地域要件の設定など自ら定めた基準を逸脱した運用があった</p> <p>○地域要件の設定について ・大規模な工事は管内業者に限定せず、もう少し参加業者のエリアを広げて良いのではないかと ・今の要件は過度の業者保護になっているのではないかと</p> <p>○その他の意見 ・道民を代表して良い物を安く買うという姿勢が見えない</p>	<p>○特定JVの運用について ・統一的な指針などの作成について検討する ・適正を欠く面もあり、今後は厳格な運用に努める</p> <p>○地域要件の設定について ・道内建設業の振興という観点も重要であり、地域要件の設定に当たっては、公正な競争が確保できるよう、応札可能者数が20者以上確保されるよう徹底していく。</p> <p>【今後の取扱い】 ・委員会の議論を踏まえ見直し案を策定し、次回委員会で説明すること</p>
<p>当別ダム工事にかかる指名停止業者の入札参加について</p>	<p>・事前の技術評価をクリアーしているのだから、特例を使わず2者による入札を強行しても良かったのではないかと ・モラルハザードの意識はあったのか</p>	<p>・入札参加の制限や運用の明確化について検討する。</p> <p>【今後の取扱い】 ・具体的な見直し案について、次回委員会で説明すること</p>
<p>指名停止期間の短縮について</p>	<p>・地域の経済事情ではなく、業者の救済にしか過ぎないのではないかと ・今回の措置の対象とした企業の経営状態や倒産した際の経済的影響などの検証もせず、「倒産の恐れ」だけで特例を適用するというのは正当化できない ・入札の厳格な運用を検討する機関と地域経済を検討する機関は別にすべきである ・指名停止を行う場合の基準は非常に細かく規定しているのに対し、減ずる場合の基準が曖昧であることも問題 ・要領では「資格者について情状酌量」と規定しており、地域に大きな影響を与えるとする道の理由は、要領を逸脱した運用といわざるを得ない ・まだ続けるつもりなのか</p>	<p>・長期にわたる指名停止措置は、地域に大きな影響を与える恐れがある ・指名停止措置により企業が倒産に至ることを望んでいない ・今回の措置は、要領の趣旨を踏まえた措置である ・地域経済事情を見ながら、当面当該措置を継続する</p> <p>【今後の取扱い】 ・道側の説明では納得する説明になっておらず、次回委員会で再度議論するので、道においては今回の議論を踏まえて対応策を検討してもらいたい</p>